

# 取引適正化・価格転嫁の 実現に向けた取組について

## CONTENTS

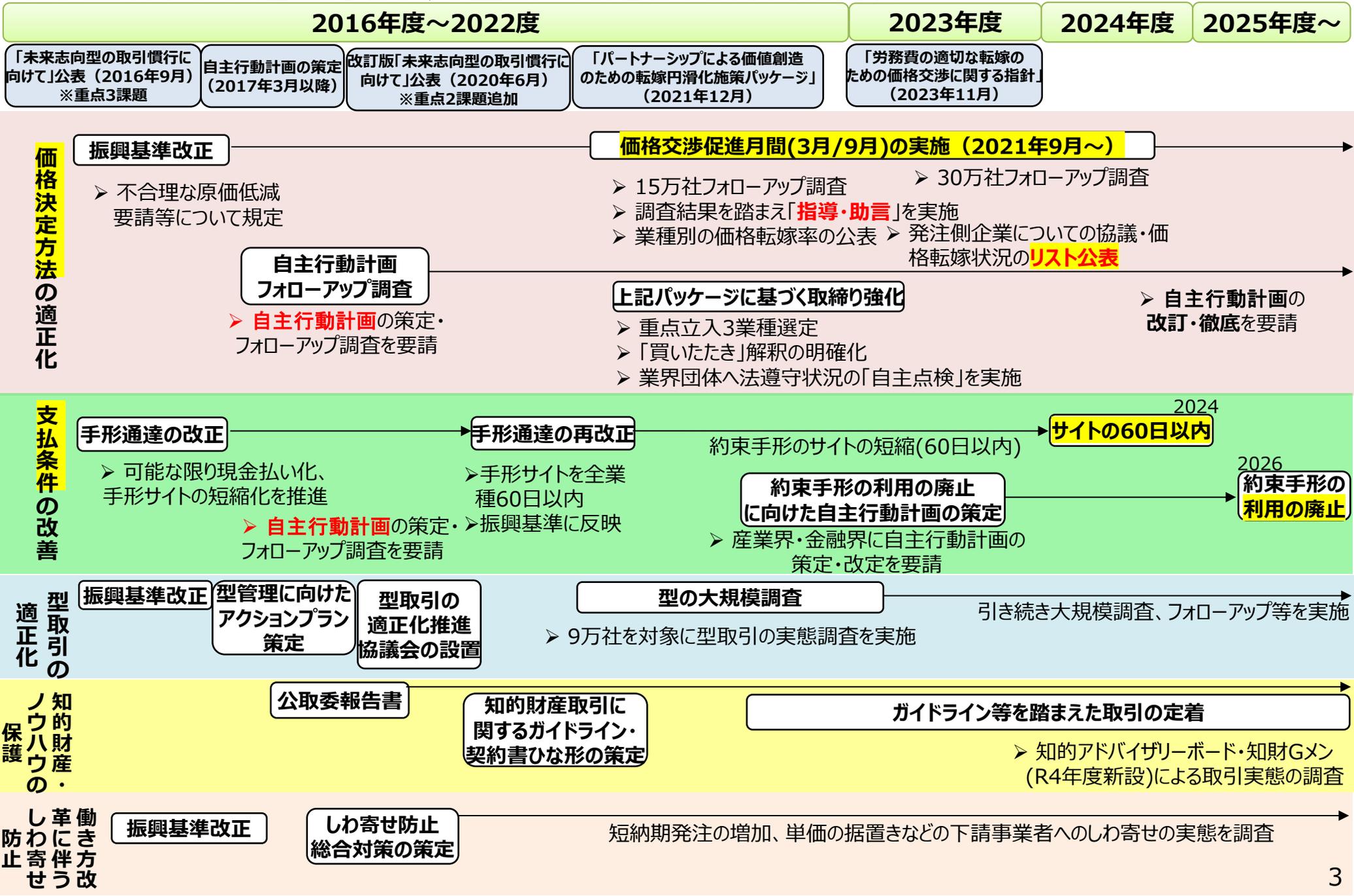
1. これまでの取引適正化・価格転嫁に向けた取組
2. 取引適正化・価格転嫁の現状
3. 経済産業省・中小企業庁の価格転嫁対策について
4. 今後の取組について
5. パートナーシップ構築宣言について
6. 補正予算や関連する取組について

令和7年3月

近畿経済産業局

# **1.これまでの取引適正化・価格転嫁に向けた取組**

# 中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対応方針



# 取引適正化に向けた取組（未来志向型の取引慣行に向けて）について

## 3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

## 重点5課題

### 価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、  
労務費上昇分が考慮されない、等

### 支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、  
割引コストを負担せざるを得ない、等

### 型取引の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で  
金型の保管を押しつけられる、等

### 働き方改革のしわ寄せ防止

短納期発注・急な仕様変更にもかかわらず  
適正なコストが負担されない、等

### 知的財産・ノウハウの保護

親事業者が自社のノウハウを無断で使って  
内製化してしまった、等

## 業種横断的なルールの明確化・厳格な運用

### 下請代金支払遅延等防止法

➤ 取引内容と資本金規模によって親事業者と下請事業者を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定。

### 下請中小企業振興法 「振興基準」

➤ 下請中小企業の振興のため、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。

## 業種別の自主行動計画の策定等

- (1) 産業界に対し「**自主行動計画**」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。  
(2024年8月末時点29業種77団体策定)
- (2) 国が定める業種別下請ガイドラインの策定・改訂。(2024年4月1日時点20業種策定)

# 取引適正化に関する最近の動き

## <価格転嫁>

### ○労務費の指針（R5年11月:内閣官房・公取委から公表、R6年3月:下請振興基準の改正）

価格転嫁の難しい労務費に関して、発注者・受注者それぞれが取るべき行動の指針を策定。価格交渉の様式例も併せて公表。下請中小企業振興法・振興基準の改正も行い、業界団体の自主行動計画への反映を要請。

### ○価格据置きへの対応（R6年5月:下請法運用基準を改正、R6年11月：下請振興基準改正）

コストの著しい上昇分が公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請け代金の額について、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」と取り扱うことを明確化。

## <支払条件>

### ○手形等のサイトの短縮（R6年4月:下請法指導基準を変更、R6年11月：下請振興基準改正）

手形、電子債権、一括決済方式に関してサイトを60日以内とする。(令和6年11月施行)

### ○手形の廃止（R6年1月：中小企業等の活力向上に関するWGで関係省庁への指示）

「2026年の約束手形の利用の廃止」を見据え、手形の廃止に向けた取引慣行の見直しなど、働きかけを強化すること。

## <型取引>

### ○公正取引委員会の勧告（R5年3月～）

「型」を無償で保管させていた行為等について、5件の勧告。

※岡野バルブ製造（R5年3月）、サンケン電気（R5年11月）、サンデン（R6年2月）、ニデックテクノモーター（R6年3月）、トヨタカスタマイジング&ディベロップメント（R6年7月）

### ○「金型等の無償保管要請の防止について」要請文発出（R5年12月：公取委・中企庁連名）

業界団体に対して、傘下の会員企業に勧告案件等の内容を周知すること、下請法に違反する行為の未然防止に努めるよう促すこと、について協力要請。

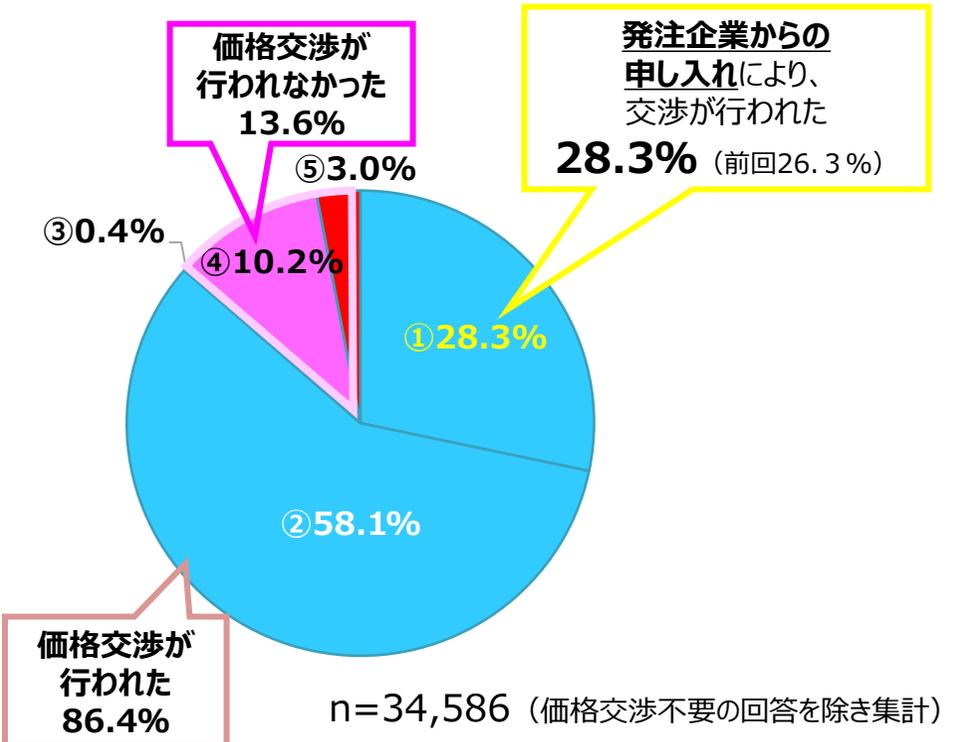
## **2.取引適正化・価格転嫁の現状**

# 価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査の結果（11月29日公表）

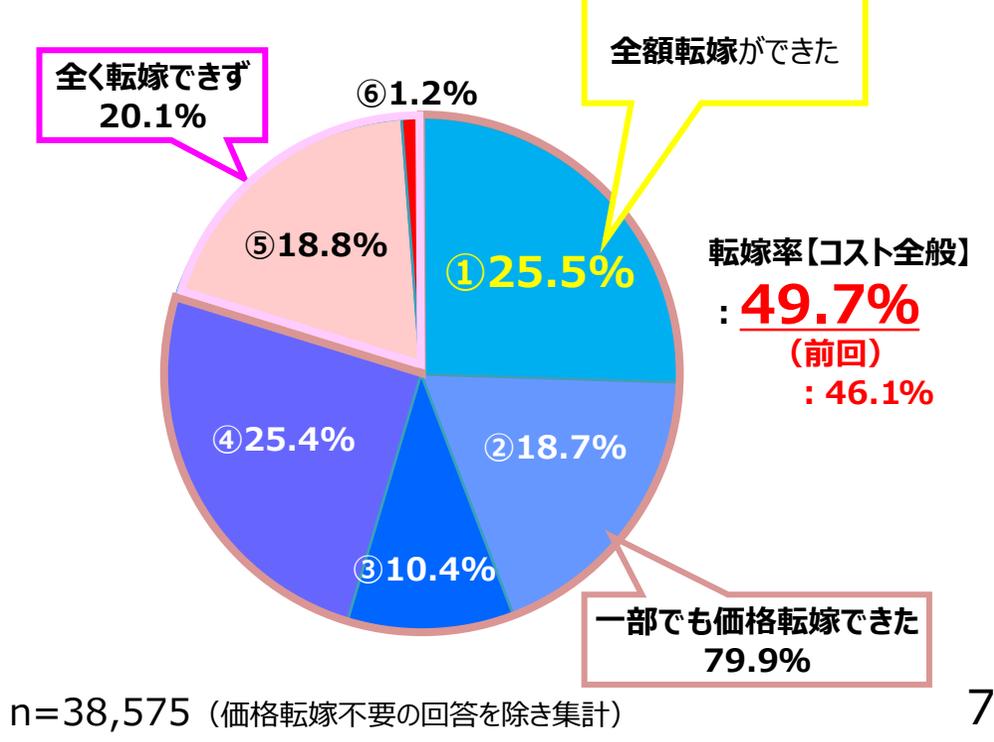
## 価格交渉・価格転嫁の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約2ポイント増の**28.3%**となり、交渉しやすい雰囲気醸成されつつある。**価格交渉できた企業の7割では労務費についても価格交渉できた**との結果。
- 価格転嫁率は49.7%**で、前回調査から約3ポイント増加。**労務費の転嫁率も44.7%**と前回調査から4.7ポイント増加。他方、「全く転嫁できなかった」企業も約2割残っており、2極化が明らかになった。
- 今後1月を目途に、**発注企業ごとの交渉・転嫁の状況を公表するとともに、状況の芳しくない発注企業の経営トップへ事業所管大臣名で指導・助言**を行う予定。

＜価格交渉＞



＜価格転嫁＞

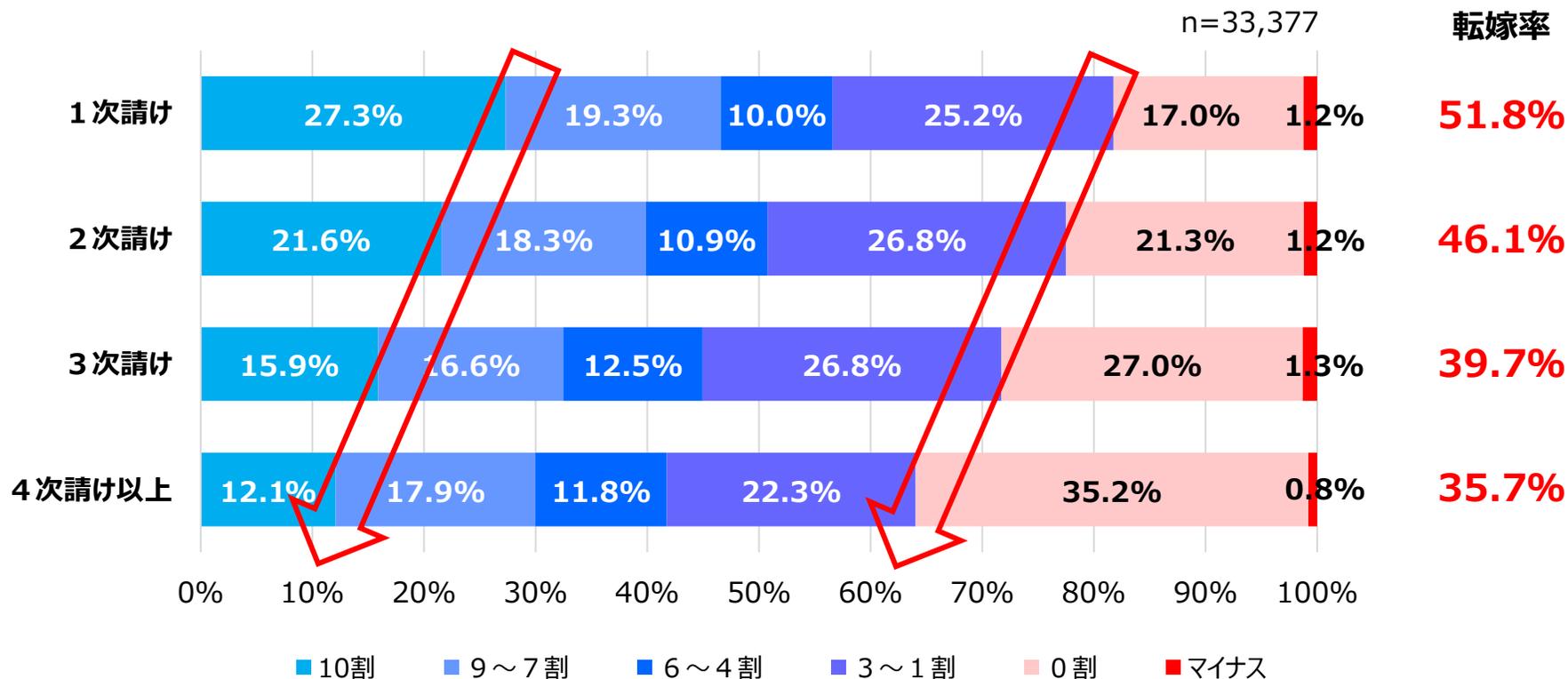


# サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超（51.8%）に対し、4次請け以上の企業は35%程度
- 特に、4次請け以上の階層においては、全額転嫁できた企業の割合は1割程度にとどまり、全く転嫁できなかった又は減額された企業は、4割近く（36.0%）に上る。
- 受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向。  
⇒ より深い段階への価格転嫁の浸透が課題。

## 受注側企業の取引段階と価格転嫁率

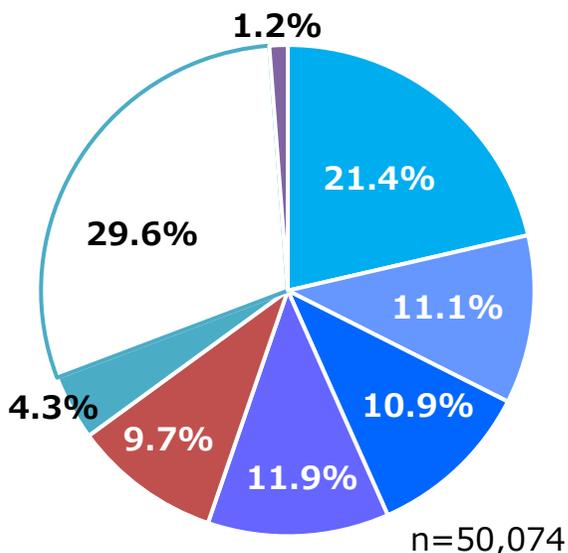


# 価格転嫁と賃上げ率 (※) の関係

※賃上げ率：直近6か月以内に実施した、ないし、今後6か月以内に予定している賃上げ幅（定期昇給、ベースアップ、一時金等全てを含む）についての回答を集計したもの。

- **価格転嫁ができていない割合が高いほど、受注者（中小企業）の賃上げ率も高い傾向。** なお、「価格転嫁できていないが5%以上、賃上げした企業」、「全額転嫁ができていても、賃上げしない企業」も存在。

受注側企業の賃上げ率分布

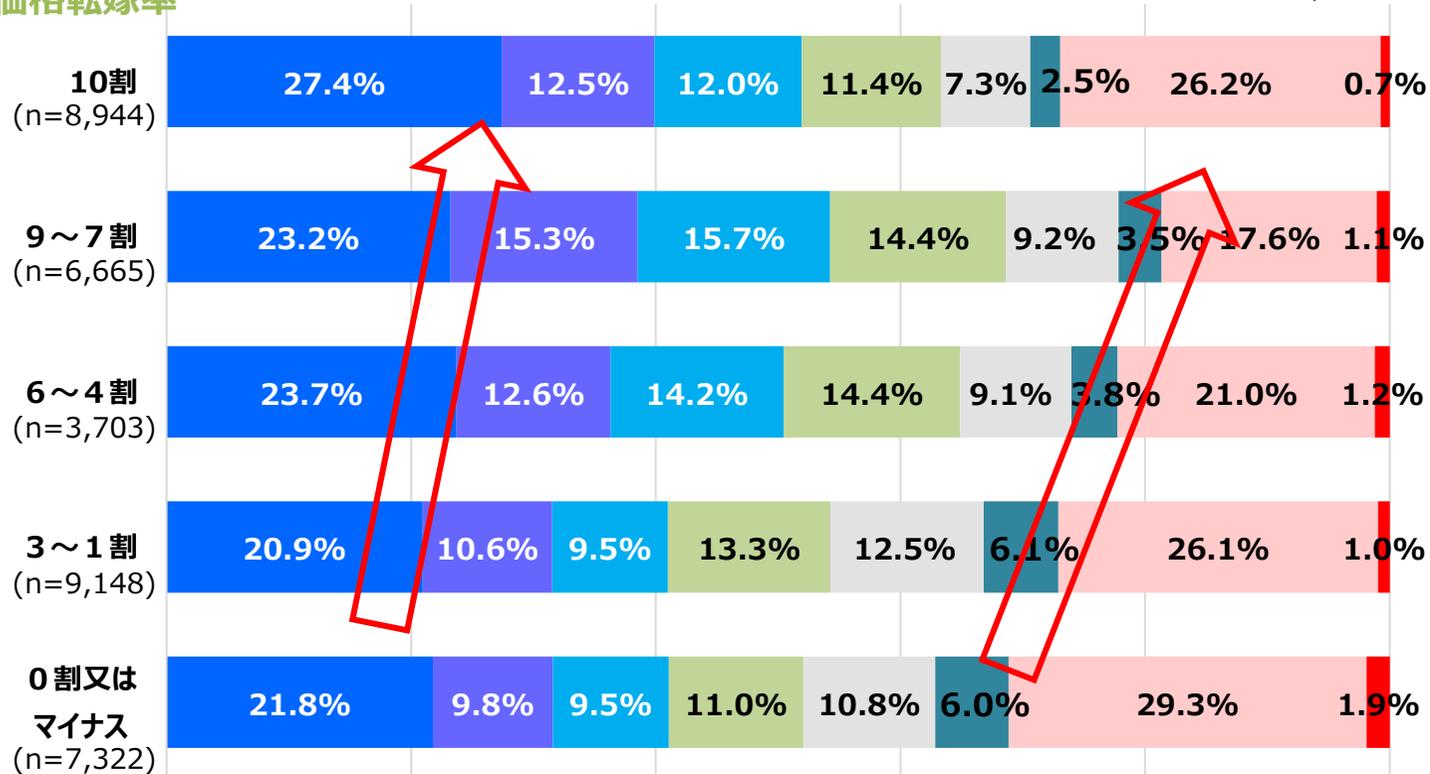


- 5%以上
- 4%以上5%未満
- 3%以上4%未満
- 2%以上3%未満
- 1%以上2%未満
- 1%未満
- 0% (賃上げなし)
- 賃金引下げ

受注側企業の価格転嫁率と賃上げ率

価格転嫁率

n=35,782



0% 20% 40% 60% 80% 100%

賃上げ率

- 5%以上
- 4%以上5%未満
- 3%以上4%未満
- 2%以上3%未満
- 1%以上2%未満
- 1%未満
- 0% (賃上げなし)
- 賃金引下げ

# 今後の価格転嫁・取引適正化対策

- 価格交渉ができる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上が必要。
- 中小・小規模事業者の賃上げ原資確保のためにも、粘り強く、以下の価格転嫁対策を継続する。

① 2025年1月21日：発注企業の**社名リストの公表**

② 社名リスト公表後：評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの  
**事業所管大臣名での指導・助言**

③ 3月：**3月の価格交渉促進月間**において、価格交渉・価格転嫁を呼びかけ

④ 「**労務費指針**」の周知・徹底

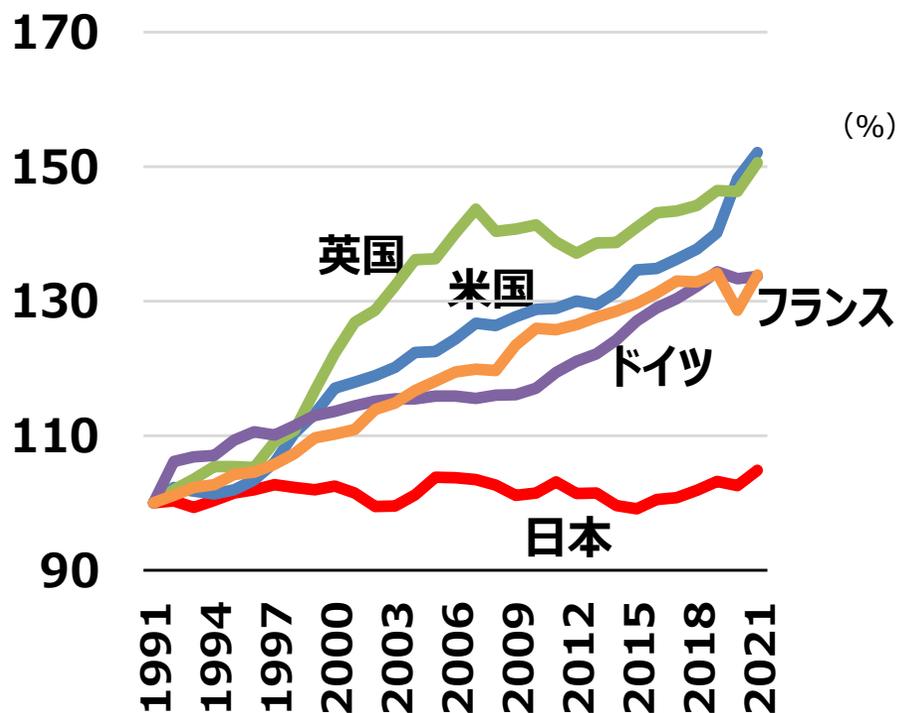
⑤ **パートナーシップ構築宣言**の更なる拡大・実効性の向上

### **3. 経済産業省・中小企業庁の価格転嫁対策について**

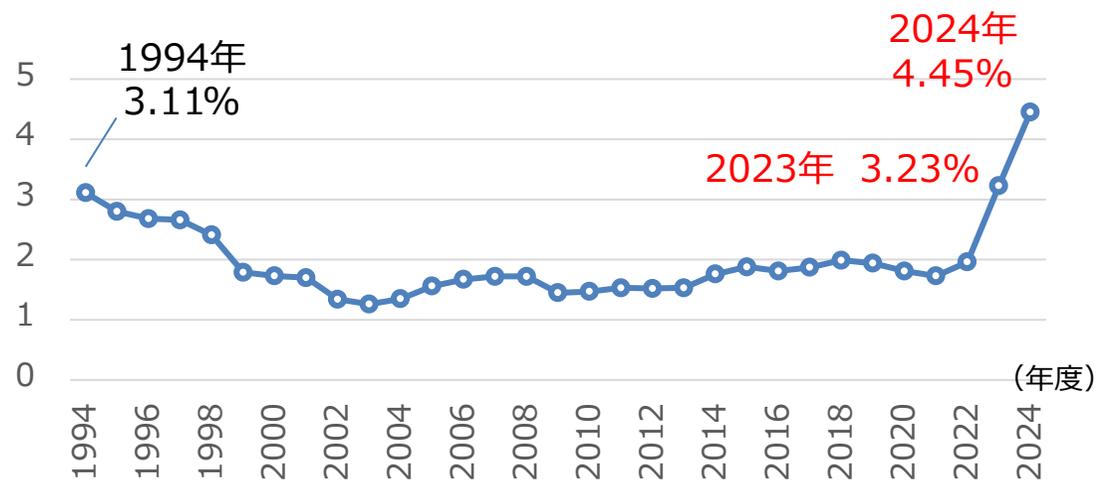
# 中小企業の賃上げの現状

- 「成長と分配の好循環」の実現に向け、特に雇用の7割を支える中小企業での賃上げ実現は重要な政策の柱。しかし、1人当たりの実質賃金の伸びは、過去30年近く他の先進国に比して低水準で推移。
- 2023年度は、物価高騰や人手不足等を背景に、中小企業（従業員300人未満の組合を持つ企業）の賃上げ率は、1994年度以来の伸びとなる3.23%を記録。更に2024年度は、33年ぶりとなる4.45%を記録。

＜1人当たり実質賃金の推移＞  
(1991年=100)



＜春闘賃上げ率の推移＞  
(従業員300人未満)



(出所) 日本労働組合総連合会「2023春季生活闘争まとめ」を基に経済産業省作成。

(出所) 日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答結果」を基に経済産業省作成。

# 経済産業省・中小企業庁の価格転嫁対策

- 原材料価格、エネルギー価格、労務費の高騰が続く中、地域経済を担う中小企業が付加価値を高めるためには、コスト上昇分の適切な価格転嫁が必要不可欠。
- このような状況を踏まえ、発注側である親事業者と受注側である下請事業者の双方にアプローチすることで、取引の適正化、適切な価格転嫁を促していく。
- 適切な価格転嫁が実現することで、成長の果実を企業が従業員にしっかりと分配して、未来への投資である賃上げを原動力に、更なる成長に繋げ、成長と分配の好循環を実現する。

## 親企業（発注者側企業）への働きかけ

### ■ 法律の厳正な執行

- ① **下請代金法**  
規制法。買いたたき等を禁止。立入検査、改善指導、公取への措置請求等を実施。
- ② **下請振興法**  
望ましい取引のあり方（振興基準）を策定・公表し、親事業者等に指導・助言を実施。
- ③ **フリーランス法**  
フリーランスの取引環境、就業環境の整備。 2024年11月施行。

### ■ 業界への働きかけ

- ④ **価格交渉促進月間**  
毎年9月と3月が促進月間、発注側企業と受注側企業の価格交渉・価格転嫁を促進。2021年9月開始、今年9月で7回目
- ⑤ **パートナーシップ構築宣言の普及**  
サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、自治体、商工団体と連携し宣言の普及拡大を推進。

## 受注側企業への支援

### ■ 受注側企業の実態把握

- ① **下請Gメンによるヒアリング**  
現在330名体制、全国各地の下請等中小企業を訪問し親事業者等との取引実態についてヒアリングを実施。  
目標件数：約1万件／年
- ② **下請Gメンによるフォローアップ調査**  
「価格交渉促進月間」における取組の一環としてフォローアップ調査の電話等のヒアリング調査を下請けGメンが実施。

### ■ 相談窓口・価格転嫁サポート体制の強化

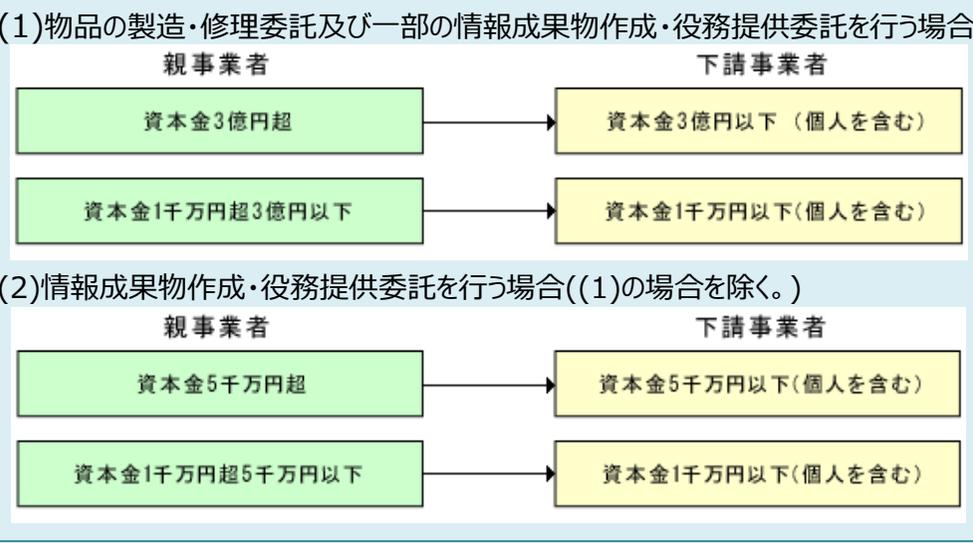
- ③ **下請かけこみ寺による相談対応**
- ④ **価格転嫁サポート窓口の活用**  
令和5年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置

価格転嫁への機運醸成 から 賃上げ環境の整備  
成長と分配の好循環の実現

# 下請法（下請代金支払遅延等防止法）の概要

下請法は、**下請取引の内容**（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託）と**資本金又は出資総額の規模**によって、「**親事業者**」と「**下請事業者**」を定義づけ、**親事業者の義務と禁止行為を規定**。

## 定義



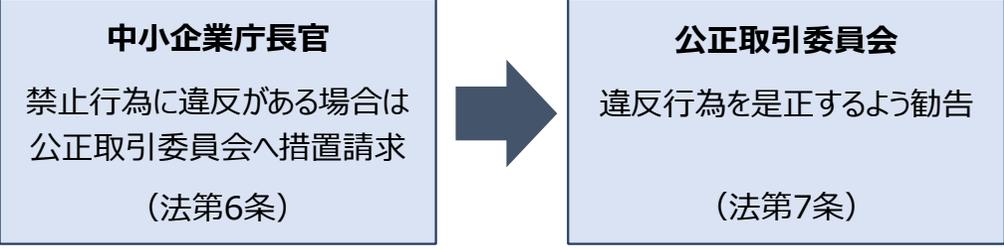
## 親事業者の禁止行為（法第4第1項及び第2項の各号）

- (1) 受領拒否の禁止
- (2) 下請代金の支払遅延の禁止
- (3) 下請代金の減額の禁止
- (4) 返品の禁止
- (5) 買ったたきの禁止
- (6) 購入強制・利用強制の禁止
- (7) 報復措置の禁止
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- (11) 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

## 親事業者の義務

- (1)注文書の交付義務（法第3条）
- (2)書類作成・保存義務（法第5条）
- (3)下請代金の支払期日を定める義務（法第2条の2）
- (4)遅延利息支払義務（法第4条の2）

法第3条(上記(1)) 及び第5条(同(2))に違反がある場合は50万円以下の罰金（法第10条）



# 下請代金法 主な改正事項

## ○ 買ったとき規制の強化（※現行法：「通常対価に比し、著しく低い価格を、不当に設定」）

- ✓ 価格転嫁の協議に応じず、又は説明に応じず、価格を設定する行為等を禁止。

⇒ 近年のようなコスト上昇局面において、（協議せず一方的に）「不十分な値上げ」等を規制し、価格交渉、転嫁を更に徹底。

## ○ 手形等での支払の禁止

- ✓ 下請取引においては、手形（電子記録債権等含む）を利用した代金支払の禁止。

⇒ 発注者（親事業者）が受注者（下請事業者）に資金繰り負担を強いる商慣習の見直し。

## ○ 発荷主 - 運送事業者への取引の対象化

- ✓ 発荷主から運送事業者の運送委託を下請法の規制対象に追加。 ⇒ 長時間の荷待ち、無償での荷役強要等へ対応。

## ○ 「下請」という用語の見直し

- ✓ （法制局の下で議論中の例：「中小受託者」等） ⇒ 受注者（下請事業者）が「下」との意識の払拭。

## ○ 下請法の適用基準（親事業者への規制）

- ✓ 一定数以上（製造委託:300人超）の従業員数の基準を追加。

⇒これまで下請法の適用外だったが、取引上の立場が強い事業者（例：Amazon Japan = 資本金1000万）を適用対象化。

## ○ 執行強化のための省庁間の連携

- ✓ 公正取引委員会、中小企業庁に加え、各事業所管省庁と連携した「面的な執行」。例：トラック・物流Gメン。

※中企庁は、公取と連携し、「措置請求案件の発掘」や、「下請Gメン把握情報を代金法執行の端緒として活用」等を実施中。

# 下請中小企業振興法の概要

## 法律の概要

### 目的

- 下請関係を改善することで下請中小企業の振興を図る

### 位置づけ

- 下請中小企業の経営基盤強化を促進するために制定（振興法）

### 主な内容

- 望ましい取引を示した「**振興基準**」の策定
- 「振興基準」に定める事項に関する、親事業者及び下請事業者に対する**指導及び助言**の実施
- 「振興事業計画」、「特定下請連携事業計画」という計画類型を設け、金融支援等を措置

### 対象者

#### 親事業者

- 資本金又は出資金（個人の場合は従業員数）が自己より小さい中小企業者に対し、物品の製造等の行為を継続して委託する者

#### 下請事業者

- 資本金等が自己より大きいものから継続して委託を受けて、物品の製造等の行為を行う中小企業者

## 振興基準の概要

※代表的な項目を記載

第1. 下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善

第2. 発注分野の明確化及び発注方法の改善

第3. 情報化への積極的対応

第4. 1. 対価の決定方法の改善

第4. 4. 下請代金の支払方法改善

第4. 5. 型又は治具に係る取引条件改善

第4. 6. 「働き方改革」への対応

第7. 3. 威圧的交渉の禁止

第8. 5. 知的財産保護及び取引適正化

第8. 6. フリーランスとの取引

第8. 7. 業種別ガイドライン、自主行動計画の策定・遵守

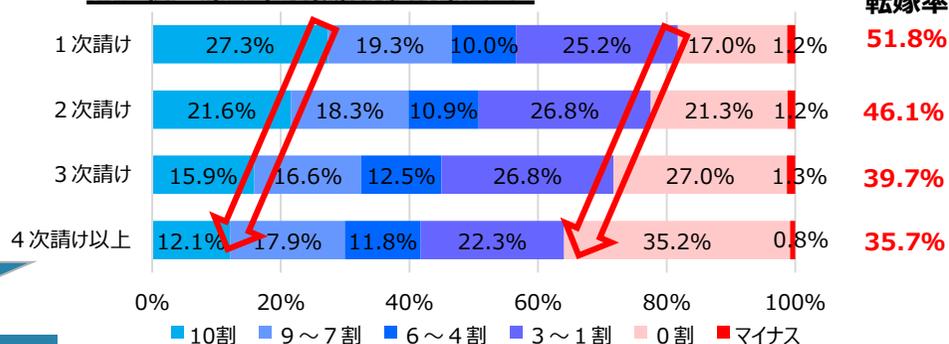
第8. 8. パートナースhip構築宣言の実施

# 下請振興法改正の検討事項①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

## 課題①（サプライチェーンの深層における取引適正化対策）

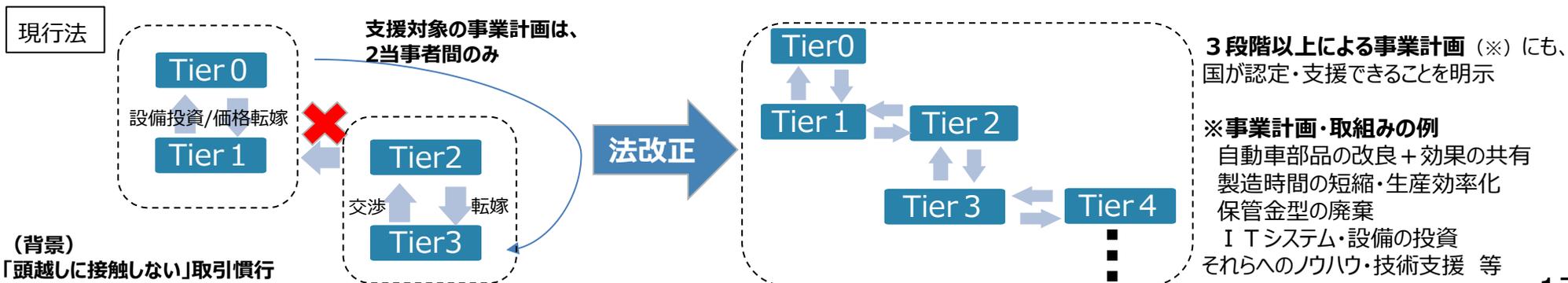
- 価格交渉促進月間（昨年9月）の結果によれば、**取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。**
- 直接の取引先を越えて、「**数次先の取引先まで含めて価格交渉**」しない商習慣

※受注側企業の取引段階と価格転嫁率



## 改正事項①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

- **多段階の事業者が連携した取組への支援**
    - ✓ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**3以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加。
- ⇒ **1つ先の取引先、サプライチェーン全体での取組、取引適正化を促すメッセージ**



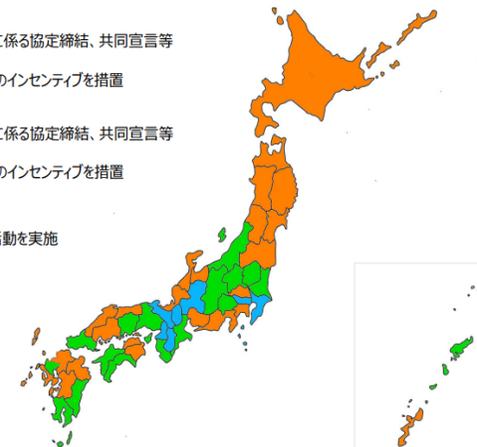
# 下請振興法改正の検討事項②（国・地方自治体の責務規定新設）

## 課題②（地方自治体における取引適正化対策）

- 地域における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要**。（例：経済団体との協定、官公需における価格転嫁）
- 全国47都道府県の下請かけこみ寺に寄せられる**中小企業からの声の、下請法令における活用**。
- 国、地域経済団体（商工会・商工会議所等）、よろず相談、下請かけこみ寺等との**有機的な連携**。（例：「労務費の指針」の定期的な情報発信、「価格交渉」セミナー、パ宣言企業への支援）
- 各自治体において、商工担当部局が**取引適正化予算等を要求する際に何らか後押しが必要**。

※パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組「第5回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和5年12月）」  
経産省提出資料

- **かつ**
  - ・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
  - ・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- **または**
  - ・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
  - ・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- **また**
  - ・セミナー等による宣言の周知活動を実施



## 改正事項②（国・地方自治体の責務規定新設）

- 国及び地方公共団体の責務、連携強化
  - ✓ 「**地方自治体は、下請振興に必要な施策の推進等に努める**」 「**国・地方公共団体等が十分に連携する**」旨を規定。
  - ⇒ **全国津々浦々の価格転嫁を推進**

# 下請振興法改正の検討事項③（主務大臣による執行強化「勸奨」）

## 課題③（主務大臣による指導助言を受けても改善しない例）

- 下請Gメンのヒアリング結果や価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対して、主務大臣による指導・助言を実施。
- 指導・助言を受けた後で、状況が改善される事業者が現れるなど一定の効果はあった。
- 他方で、何度か指導・助言を受けても、状況が改善されない事業者も存在。
- そうした事業者は、改善の意思はあるものの、どのような取組を講じていくべきか具体的な検討が不十分な者が多い。



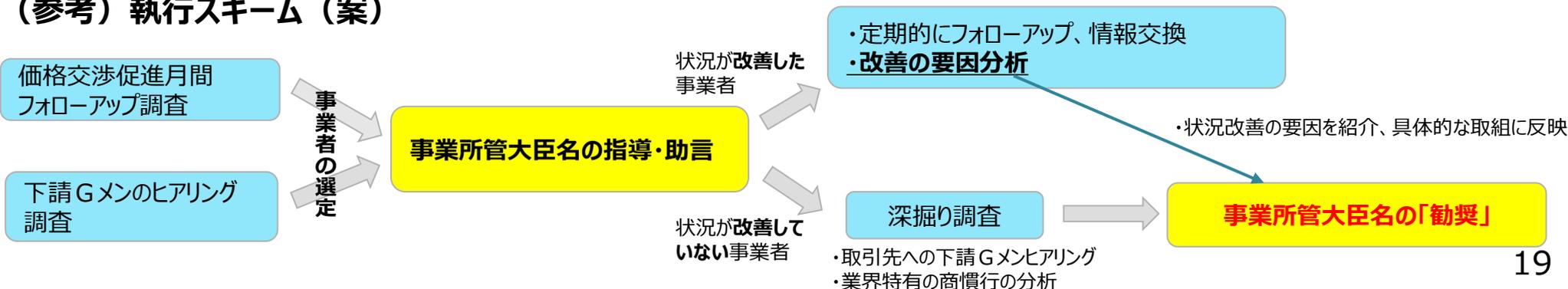
## 改正事項③（主務大臣による執行強化「勸奨」）

### ○ 主務大臣による執行強化

- ✓ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、**より具体的措置を示して、その実施を促す（「勸奨」する）**ことができる旨を規定。

⇒ 取引適正化の実効性を高める。

### （参考）執行スキーム（案）

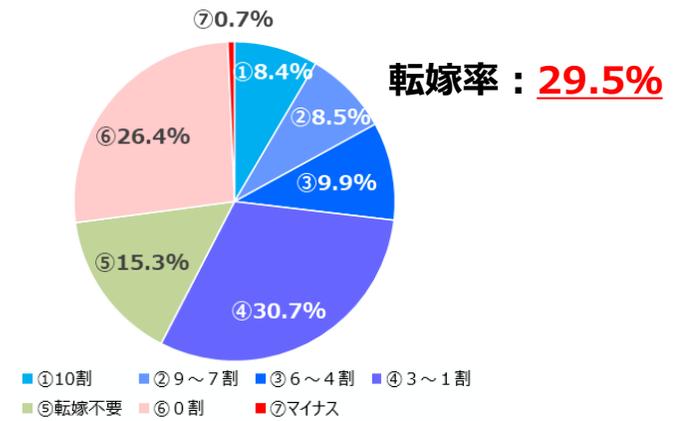


# 下請振興法改正の検討事項④（適用対象の追加）

## 課題④（i 発荷主-元請運送事業者の価格転嫁、ii 資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁）

- 価格交渉促進月間（昨年9月）によれば、トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位であり、業界の頂点（発荷主-元請運送）から価格転嫁を推進する必要。
- 価格交渉の状況も全業種で最下位であり、運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要。
- サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。

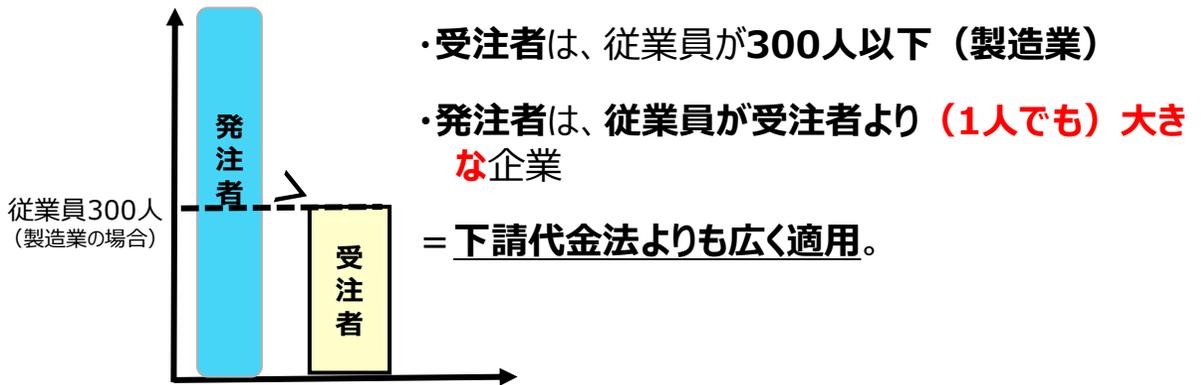
※トラック運送業の価格転嫁の状況(コスト全般)



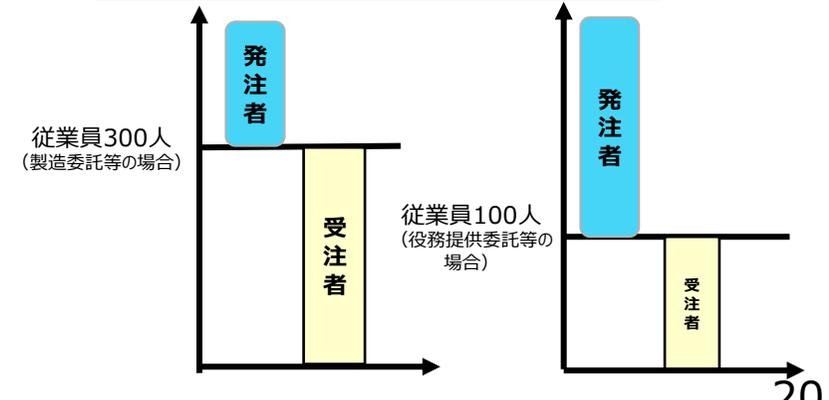
## 改正事項④（適用対象の追加）

- **適用対象の追加**
  - ✓ **① 発荷主-運送の取引**    **② 従業員の大小関係がある親事業者** を追加。
  - ⇒ 中小企業同士等、**下請法の対象外の取引も含めて**、支援または指導・助言の対象とし、**価格転嫁を浸透させる**

下請振興法における従業員基準



（参考）下請代金法における従業員基準



## 4. 今後の取組について

# 「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」(2025年1月16日)

- 参加企業より、価格交渉・転嫁の厳しい実態や、中小企業の利益を損ねる商慣習等について報告あり
- 石破総理より関係大臣へ、価格転嫁、取引適正化の徹底に向けて、更なる対策を講じるよう指示。

## 参加企業 (順不同・敬称略)

- ① 磨棒鋼 (みがきぼうこう) 工業組合【東京 製造業】  
理事長 多田 茂
- ② (株) セキュリティー【岐阜県 警備業】  
代表取締役会長 幾田 弘文
- ③ 富士電子工業 (株)【大阪府 製造業】  
代表取締役社長 渡邊 弘子
- ④ (株) ロッキー【熊本県 小売業】  
代表取締役社長 竹下 光伸
- ⑤ (株) 吉村【品川区 製造業】  
代表取締役社長 橋本 久美子
- ⑥ (株) フジワラテクノアート  
【岡山県 製造業】  
代表取締役副社長 藤原 加奈

## 政府出席者

- ① 石破 内閣総理大臣
- ② 赤澤 新しい資本主義  
担当大臣
- ③ 武藤 経済産業大臣
- ④ 橘 内閣官房副長官
- ⑤ 青木 内閣官房副長官
- ⑥ 矢田 総理大臣補佐官



# 総理指示（価格転嫁・取引適正化関係）

「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」（2025年1月16日）

1. 中小企業が**価格転嫁できるよう**、或いは、**価格転嫁を阻害する商慣習の一掃**に向けて、
  - ①**各業界**において、**下請法違反が無いかの自主点検**や、**違反があった場合の不利益の補償**
  - ②**サプライチェーンの頂点となる企業や業界**における
    - ・直接の取引先の**更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定**や
    - ・それが**隅々まで伝わる情報発信**
  - ③「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」の**遵守**の徹底について、**関係大臣が徹底して取り組むよう**、お願い申し上げたい。
2. 各省庁において、**国・自治体の委託・請負契約等**においても、受注者から、**コスト上昇を理由に価格交渉の申出があれば**、**適切に価格交渉・転嫁に応じるよう**、各省庁にお願いしたい。
3. 「**協議に応じない価格決定**」の禁止などを基本とする、**下請法改正法案**について**なるべく早く国会に提出**して、**価格転嫁・取引適正化を更に徹底**していきたい。担当大臣にお願いしたい。

# 新たな取引適正化対策の全体像 ～取引段階ごとの課題への対応～ (1 価格転嫁)

## 取引段階 例



課題：頂点から、次の取引階層へ、更に深い階層への価格転嫁の浸透

課題：コスト上昇時の不十分な価格転嫁への対応。厳正な法執行

課題：サプライチェーンの深い階層への価格転嫁の浸透

### ○企業の社名公表、指導・助言等

- ・発注企業ごとの交渉・転嫁の状況の公表、大臣名での指導・助言（価格交渉月間）**（1月にも実施）**

### ○多段階での連携（下請振興法改正）

- ・3以上の取引段階にある事業者が連携した事業計画を承認・支援し、1つ先の取引先とも一体の価格転嫁を促す。

### ○頂点企業への要請（総理指示）

- ・直接の取引先の更に先まで考慮した価格決定や、それが隅々まで伝わる情報発信を、各事業所管大臣から要請。

### ○行政指導の強化（新たな運用）

- ・下請Gメン等が「発注者のさらに上位が問題」との声を把握した場合には協力を要請。

### ○下請法改正・執行強化（下請法改正）

- ・「協議に応じない価格決定」等を新たに禁止する下請法改正（案）の検討。
- ・下請法執行：公正取引委員会との連携強化（個別事件ごとの早期連携）、下請Gメンによる調査結果の活用。
- ・勧告を受けた企業へ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策の検討。

### ○法律適用の拡大

**（下請法・振興法改正）**

- ・資本金に加え、従業員数も適用基準に追加し、対象を拡大する方向で検討。

### ○行政指導の強化

**（新たな運用）**

- ・下請Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合には、迅速に注意喚起。

# 新たな取引適正化対策の全体像 ～取引段階ごとの課題への対応～

## (2) 価格転嫁以外 (代金支払、型取引、知的財産 等)

### 取引段階 例



課題：下請法対象ではない取引から  
支払期間の短縮、現金払い化

課題：支払い期間の更なる短縮、現金払い化。  
型取引の適正化。知財保護の徹底。

課題：深い取引階層まで、支払  
迅速化等の適正適正を浸透

### ○企業の社名公表等の拡大

(新たな運用)

・次回3月の価格交渉促進月間で、新たに、振込手数料や割引料の受注者負担の実態も調査。発注企業ごとに結果公表。

### ○多段階での連携・支払改善

(下請振興法改正)

・3以上の取引段階にある事業者が連携した事業計画を承認・支援し、1つ先の取引先とも一体の支払条件改善を促す。

### ○行政指導の強化 (新たな運用)

・下請Gメン等が「発注者のさらに上位が問題」との声を把握した場合に、迅速な協力要請。

### ○手形利用の禁止、支払迅速化、型の対象拡大 (下請法改正・新たな運用)

以下の方向で検討。

・手形による代金支払いを禁止。  
電子記録債権などは、支払期日までに満額現金化できないものは禁止。

・金型以外 (木型・樹脂型・専用治具等) も新たに規制対象化。型の所有権の所在にかかわらず、発注側が受注側に指示する「型の無償保管」を、下請法違反とガイドライン等に明示。

### ○知的財産に係る実態調査

(新たな運用)

・幅広い業種での知財取引の実態調査を行い、各種ガイドライン等の見直しを検討

### ○法律適用の拡大

(下請法・振興法改正)

・資本金に加え、従業員数も適用基準に追加し、対象を拡大する方向で検討。

### ○行政指導の強化

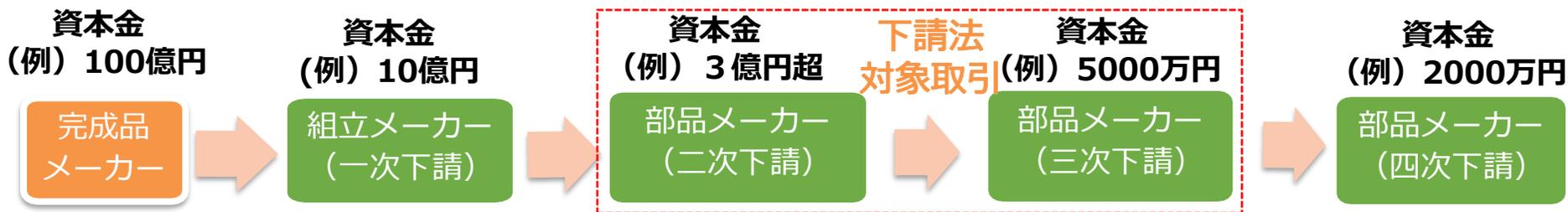
(新たな運用)

・下請Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合には、迅速に注意喚起。

# 新たな取引適正化対策の全体像

## (3 商慣行も含めた、業界全体の課題への対応)

～ 個別の企業間取引の是正に加え、業界全体による業界固有の商慣行に即した自主的な取引適正化を促進～



### ● 課題：

- ・価格転嫁が厳しい業界あり。 **業界構造や、商慣習を踏まえた、業界全体での対応が必要。**
- ・業界ごとに、**受注者の利益を損ねる商慣習あり。** (例：代金の一定割合を差引く「歩引き」、「協賛金、手数料等の強要」)

### ○業界ごとの自主的な取引適正化

- ・29業種・79の業界団体が、それぞれの取引慣行を踏まえた策定済みの自主行動計画に基づき対応。
- ・労務費指針など政府の対策を踏まえた適時の計画改訂や、遵守状況の調査など、業界全体で自主的に取り組む。

### ○業界全体での一層の取引適正化の徹底 (総理 指示)

- ・中小企業の**価格転嫁、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃**に向け、各事業所管大臣が、各業界団体へ以下を要請。

① **各業界**において、**下請法違反が無いかの自主点検**や、**違反があった場合の不利益の補償**

② **サプライチェーンの頂点となる企業や業界**における

- ・直接の取引先の**更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定**

・それが**隔々まで伝わる情報発信**

- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する**指針**」の**遵守の徹底**

※各業界団体・企業が同時に取り組むことで、業界横断で取引適正化を徹底

## 5. パートナーシップ構築宣言について

# 「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。  
※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。  
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



## 1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組  
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

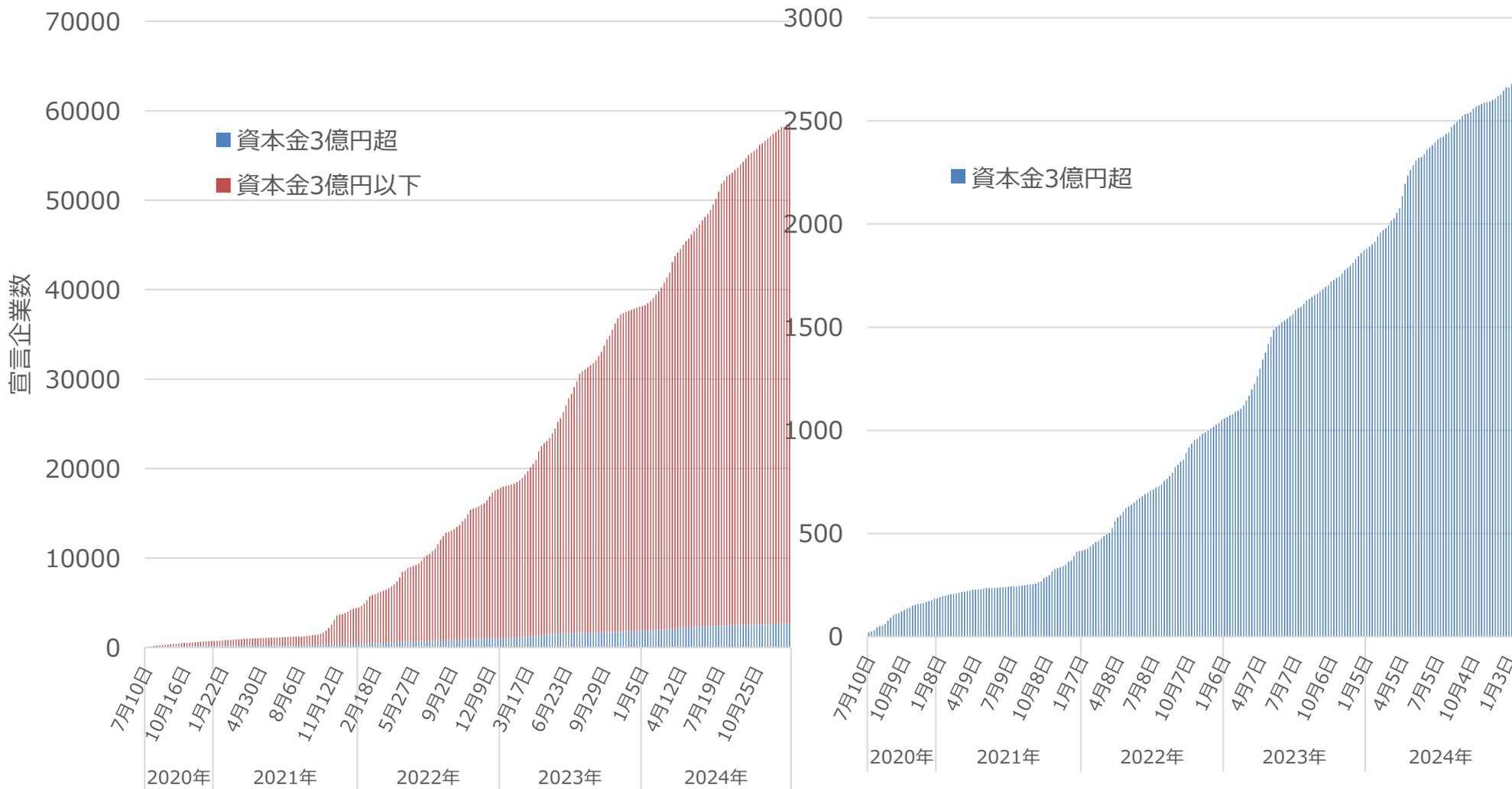
## 2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

- ✓ **【共同議長】経済産業大臣**、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
**【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商会頭、連合会長**  
※第5回は、**臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官**が出席。
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

# パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2025年1月17日時点で**58,635社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**2,684社**）

## ■宣言数の推移



## 近畿局管内各府県におけるパートナーシップ構築宣言の状況

- 近畿経済産業局管内の宣言企業数：9,721社(令和7年2月10日現在)

※全国に占める近畿局管内の宣言企業の割合：16.3% (全国 59,546社)

福井県：1,847社、滋賀県：449社、京都府：1,016社、大阪府：3,785社、兵庫県：1,592社、奈良県：465社、和歌山県：567社

### 【各府県の取組の実例】

#### ①補助金への加点措置、要件化、補助率のかさ上げ

府県の単独事業において、補助金等を申請する企業が「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業である場合、加点措置や応募の要件とする。または、宣言企業の場合、補助率の嵩上げ措置がある。

#### ②経済団体が行う広報活動への補助事業の実施

商工会議所や商工会などの経済団体が実施する「パートナーシップ構築宣言」の広報活動に対する補助事業を実施

#### ③府県内への周知

知事名等で、府県内の発注側事業者に対して、「パートナーシップ構築宣言」を積極的に宣言するよう要請等を行っている。

#### ④共同宣言の実施

府県や経済団体等が「パートナーシップ構築宣言」の普及等の内容を含む共同宣言を実施する。

## **6.補正予算や関連する取り組み**



# 中堅企業・中小企業向け主要施策

ミラサポplus↑

| 生産性向上支援      |                       |  |   |
|--------------|-----------------------|--|---|
| ①            | ものづくり補助金              | 新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援   | 準備が整い次第、速やかに公募開始予定                        |
| ②            | IT導入補助金               | IT導入・DXによる生産性向上を支援   |   |
| ③            | 持続化補助金                | 小規模事業者の持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援                               |   |
| ④            | 事業承継・M & A 補助金        | 事業承継に際しての設備投資や、M & A・PMIの専門家活用費用等を支援                               |   |
| 新事業展開・構造転換支援 |                       |  |   |
| ⑤            | 事業再構築補助金              | ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を重点的に支援                                  | 第13回公募中<br>(最終)                           |
| ⑥            | 中小企業新事業進出補助金 <b>新</b> | 中小企業の既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援                         | 未定  |
| 成長投資支援       |                       |  |   |
| ⑦            | 中小企業成長加速化補助金 <b>新</b> | 売上高100億円を目指す、成長志向型の中小企業の大胆な設備投資を支援                                 | 3月に第1回公募要領公開予定                            |
| ⑧            | 中堅・中小企業の大規模成長投資補助金    | 地方における持続的な賃上げを目的に、地域の中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を支援 | 2~3月頃公募開始予定                               |
| 省力化投資支援      |                       |  |   |
| ⑨            | 中小企業省力化投資補助金          | 人手不足に悩む中小企業の省力化投資を支援   | <b>【カタログ注文型】 随時受付中</b><br><b>【一般型】 未定</b> |

**新** : 令和6年度補正予算により新たに創設された制度

例えば、飲食サービス業 × 配膳ロボット



例えば、製造業 × 無人搬送車



中小企業の人手不足解消に効果のある「省力化製品」を導入するための補助金

# 中小企業 省力化投資補助金

補助率 **1/2**



例えば、小売業 × 自動精算機



例えば、宿泊業 × スチームコンベクションオープン

## 中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、自社の課題に合わせて製品を選択できます！

「販売事業者」が製品の導入を支援！申請・手続きもサポートします。

補助率は1/2！補助上限額は従業員数ごとに異なります。

### ● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%以上」を目指す事業計画<sup>※1</sup>に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件<sup>※2</sup>を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。  
※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

### ● 補助対象製品のカテゴリ

- ▶ 清掃ロボット
- ▶ 配膳ロボット
- ▶ 自動倉庫
- ▶ 検品・仕分システム
- ▶ 無人搬送車
- ▶ スチームコンベクションオープン
- ▶ 券売機
- ▶ 自動チェックイン機
- ▶ 自動精算機
- ▶ タブレット型給油許可システム
- ▶ オートラベラー
- ▶ 飲料補充ロボット
- ▶ デジタル紙面色校正装置
- ▶ 測量機 など

### ● 補助率と補助上限額

| 従業員数  | 補助率        | 補助上限額   | 補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合 |
|-------|------------|---------|--------------------------|
| 5名以下  | <b>1/2</b> | 200万円   | 300万円に引き上げ               |
| 6~20名 |            | 500万円   | 750万円に引き上げ               |
| 21名以上 |            | 1,000万円 | 1,500万円に引き上げ             |

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

### ● 申請から事業完了までの流れ



※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要で、取得には一定期間を要しますので、お早めに手続ください。 ※2. 中小企業のみなさまは、販売事業者からメールにて【届出(インベステーション)】していただく必要、専用フォームからの届出が可能です。 ※3. 購入した製品の廃却や転用、経費などには制限が課され、持ち回し費用負担などを適切にいただく必要があります。 ※4. 人事異動・離職を行っている場合は、交付決定の取消となる場合があります。 ※5. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから  
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、中小企業省力化投資補助事業 コールセンターまで  
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660** IP電話などからのお問い合わせ **03-4335-7595**

● 受付時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。通話料はかかりませんが、繋がらない場合は、しばらくたってからもう一度お試しください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

# 価格転嫁の機運の醸成に向けて近畿経済産業局独自事業の取組

## 令和6年度セミナー実施計画

### ★9月18日福井県

- 1) 基調講演
- 2) 施策説明
- 3) 地方公共団体や他省庁、事業者による事例発表

### ★11月7日京都府（京都市共催）

- 1) 基調講演
- 2) 施策説明
- 3) 地方公共団体や他省庁、事業者による事例発表

### ★2月17日大阪府（大商と共催）

- 1) 基調講演
  - 2) 施策説明
  - 3) よろず支援拠点や事業者による事例発表
- 以上3回のセミナーを開催。

## 【セミナーのチラシ】

価格転嫁サポートセミナー 大阪開催

### 価格転嫁の進め方と、交渉に強い企業体質を作るためのポイント

原材料やエネルギー費などが価格高騰し、深刻化する人手不足対策としての労務費も上昇する今日において、中小企業等が持続的成長を実現するためには、上昇するコストの適切な価格転嫁が喫緊の課題となっています。

今年度、近畿経済産業局では、中小企業をはじめとするすべての事業者向けに、価格転嫁の機運醸成及び適正な価格転嫁の円滑化をめざすことを目的とする価格転嫁サポートセミナーを開催します。

本セミナーでは、価格交渉・価格転嫁に関する最新の最新情報や業界団体による価格転嫁支援ツール作成などの取組例、地域の産業支援機関による支援活動、価格交渉・価格転嫁の実践事例を通じて、企業が価格転嫁を実現するための企業体質づくりや価格交渉のポイントをご紹介します。ご関心のある方はぜひご参加ください。

一般社団法人 日本自動車部品工業会 事務局 課長 **伊藤 聡太 氏**

株式会社奥谷合資会 代表取締役社長 **奥谷 智彦 氏**

2025  
2/17  
Monday  
13:30-18:30

ハイブリッド開催 参加費 無料

※申込方法は裏面をご参照ください。

【会場】  
マドームおおさか 第1会議室  
【オンライン】  
YouTube Live  
定員：50名(会場)・300名(オンライン)  
※会場は定員に達し次第閉場

前日開催  
「個別相談会」16:30～17:00

■主催：近畿経済産業局 ■共催：大阪商工会議所 問合せ先 セミナー事務局（商）ダン計研研内 TEL 06-6944-1173

プログラム

- 開会挨拶 大阪商工会議所 産業部 部長 松本 敬介
- 制度説明 「経済産業省の価格転嫁対策にかかる取組について」 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室
- 基調講演 「取引適正化に向けた日本自動車部品工業会の取組み」 自動車産業のサプライチェーン全体への円滑な価格交渉・取引適正化推進に向けて、原材料・エネルギーの価格転嫁促進ツール開発/活用取組についてご説明いたします。 一般社団法人日本自動車部品工業会 事務局 課長 伊藤 聡太 氏
- 地域の産業支援機関による価格転嫁対策の支援事例紹介 中小企業の価格転嫁に向けた支援内容や支援を通じて価格転嫁を実現できた企業事例についてご説明いたします。 大阪府よろず支援拠点（公益財団法人大阪産業局） チーフコーディネーター 谷村 真穂 氏
- 価格交渉・価格転嫁の実践事例の紹介 中小企業の取組について、価格交渉のプロセスや交渉に強い企業づくりのポイントについてお話しいたします。 株式会社奥谷合資会 代表取締役社長 奥谷 智彦 氏 株式会社 次長 伊村 昌一 氏
- 意見交換 「価格転嫁を実現するための企業づくり、価格交渉のポイントとは」 本日の費用を参考にしながら、価格転嫁を実現するための価格交渉、付加価値向上のポイントについてディスカッションを行います。 一般社団法人日本自動車部品工業会 事務局 課長 伊藤 聡太 氏 株式会社奥谷合資会 代表取締役社長 奥谷 智彦 氏 ほか
- 閉会挨拶 近畿経済産業局 産業部 部長 鈴木 貴晴

○個別相談会（セミナー終了後16:30～ 事前申込による先着2事業者まで） 価格転嫁対策について個別の事業者向けに、個別相談会を開催します。 大阪府よろず支援拠点（公益財団法人大阪産業局） コーディネーター 2名

## 昨年度価格転嫁対策セミナー等の実績

### 主催

・「価格転嫁サポート研修会」 財務局、公取と共催(9/29)、「価格転嫁サポートセミナー」 大商と共催(3/7)

### 連携・協力

- ・地元金融機関（大阪信金）と連携し、の価格転嫁セミナーに登壇（9/25、12/14）
- ・管内の自治体と連携し、価格転嫁セミナー等に登壇（奈良県の商工団体4回）（大阪府経営指導員向けに開催）
- ・所管の工業組合のセミナーにて価格転嫁について講演。

# 価格交渉サポート事業

- 製造業、卸売業、小売業、サービス業及び運輸業に属する下請取引のある親事業者の外注（購買）業務を担当・管理している方々を対象とした**下請法の解説**、併せて下請取引に係る社内整備体制の解説並びに下請中小事業者の**価格交渉力強化に向けた適正取引講習会（下請法、価格交渉）**をそれぞれ開催。

## ▶オンライン講習会（毎月4回程度開催）

- 下請法講習会（基礎編） 令和6年度受講者 **2,337名** ※10回実施時点（令和5年度 3,501名※52回実施）
- 価格交渉講習会（基礎編） 令和6年度受講者 **327名** ※7回実施時点（令和5年度 1,690名※68回実施）

## ▶e-learning（下請法・価格交渉実践編）

- 登録者数 **26,963人** ※8月19日時点

## ▶対面講習会（令和6年度は地域の新聞社や経済団体とも連携。47都道府県×4回開催）

地方新聞社が中心となって、中小企業等の支援機関の他、地域のステークホルダーを構成メンバーにコンソーシアムを構築した地元地域での講習会

- 令和7年3月までに、47都道府県×4回以上（各団体1回）の開催
- 講師は、当該エリアなどから選定された中小企業診断士など

適正取引支援サイトにて、  
順次、参加申し込み受付開始！



お手持ちのPC・スマホからe-learning受講・講習会申込可能。

「適正取引支援サイト」で検索！ <https://tekitorisupport.go.jp/>



適正取引支援サイト